

「豊島区自治の推進に関する基本条例」にセーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて（答申）

平成 24 年 11 月 8 日

豊島区自治推進委員会

目次

1 答申にあたり	1
2 意見	2
3 最後に	4
資料	5
1 諮問文	
2 豊島区自治推進委員会委員名簿	
3 委員会開催経過	

1. 答申にあたり

「豊島区自治の推進に関する基本条例(以下「自治推進基本条例」)」は、まちづくりや区政への参加の基本ルールと地域社会の多様な主体による協働の基本原則を定めたものであり、参加と協働の基本理念のもとに、区民一人ひとりがまちづくりの担い手として、自らの手で自治の姿を作り上げていくうえでかかせない最高規範と位置づけられるものです。

本委員会は、この自治推進基本条例に、セーフコミュニティ活動と地域区民ひろばの基本的な考え方を位置づけることについて諮問を受けて以来、まず、現行条例制定後に展開が始まった両事業についての豊島区の取り組みと現状等について確認を行いながら、主に次の二つの論点すなわち、第一に、現行の規定において、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばの理念が読み取れるかについて、第二に、セーフコミュニティ活動及び地域区民ひろばという具体的な施策をどこまで組み入れるのかについて、自治推進基本条例のあり様を含めて様々な視点から討論を行ってきました。

この過程で、安全・安心創造都市の理念はもとより、セーフコミュニティ活動や地域区民ひろばなどの豊島区の取り組みについては全ての委員が高く評価していることが確認されました。

また、自治の最高規範である本条例に、具体的な施策であるセーフコミュニティあるいは地域区民ひろばを規定することに対しては慎重に考えるべきこと、また、地域区民ひろばについては、コミュニティを基盤とする活動の拠点となりうる施設は地域区民ひろば以外にも多数存在すること、活動拠点の充実に努めることは現行の条例でも読み取れることなどの慎重な立場からの意見が述べられる一方、両事業ともに、今後も変化、発展の可能性を秘める豊島区を特徴づける取り組みであり、最高規範たる自治推進基本条例に豊島区らしさを盛り込む契機となるなどの積極的な意見も唱えられました。

本答申は、こうした様々な意見も含め、これまでの検討内容を総括したものです。

2. 意見

(1) セーフコミュニティについて

後期基本計画策定時に豊島区が目指す姿として、「文化と品格を誇れる価値あるまち」に「安全・安心を創造し続けるまち」が加えられ、様々な都市像の集大成として「安全・安心創造都市」が位置づけられました。また、平成23年3月の東日本大震災を経験したことにより、安全・安心を希求する区民の思いは切実なものとなっています。

安全・安心のまちづくりは、区民、事業者等、区が協働により推進していかなければならないものであり、正に住民自治によって目指すまちの姿となるものです。その目指す姿を前文中の地域社会の将来展望のなかに加えることとするべきであると考えます。

また、前文の趣旨を明確にするためには、コミュニティを基盤とする活動の原則の目的に安全・安心の考え方を加えることが考えられます。

地域のあらゆる主体が連携し、見守りの眼を行き届かせることによって安全・安心を実現することができます。セーフコミュニティは地域社会にかかわる多様な主体による協働の柱として位置づけられるものであり、横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進していかなければなりません。WHO協働センターが提唱する理念を踏まえ、豊島区が目指すセーフコミュニティの考え方を自治の最高規範である自治推進基本条例に位置づけることで、安全・安心創造都市実現を目指す姿勢がより明確になることも考えられます。

(2) 地域区民ひろばについて

条例制定時に、構想として示されていた地域区民ひろばが、平成18年4月で8地区での本格実施から、現在では、18地区22か所で運営され、年間利用者数延約67万人、年間事業数は約12,000件にもなる事業展開を行っており、地域における活動の拠点として広く浸透してきました。

地域区民ひろばの運営や事業の企画、実施については、町会、青少年育成委員会、PTA、民生・児童委員などの団体や個人による運営協議会に委ねられ、地域の主体性を発揮しながら地域の特性が生かせる仕組みづくりが進んでいます。

コミュニティを基盤とする活動の拠点と成り得る施設は他にもたくさんあります。

しかし、そうした他の施設と地域区民ひろばが異なっているのは地域の多様な主体により運営を行うという点にあります。さらに運営協議会の自己決定、自己責任の原則に基づく運営が広がることが期待されており、地域区民ひろばは、協働による自治を推し進めている豊島区独自の特色であると評価することができます。

そうした共通認識に立ったうえで、地域区民ひろばを、自治推進基本条例のなかにコミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして位置づけ、それにより区は区民の自発的、主体的な活動を今後も積極的に支援していくことを明確にすべきであるとする積極的な意見が示される一方、理念を骨子とする自治推進基本条例の性格に照らし、本条例に具体的な施策である地域区民ひろばを位置づけることはふさわしくないとする慎重な意見も見られましたので申し添えます。

3. 最後に

豊島区のよりよいまちづくりと自治の推進についての各委員の真摯な思いから、検討過程ではこれまで紹介したように様々な視点からの意見が披露されました。

今後、区におかれては、この答申の内容全体を十分に吟味されながら、条例改正の検討にあたっていただくことを希望します。そして、今後も、日本一の高密都市として、区民が安全と安心を実感できるまちづくりを展開されるとともに、この条例改正に向けた取り組みが、豊島区の未来を切り開くまちづくりへの大きな手がかりとなることを大いに期待します。

資料

■ 諮問文

諮 問 第 1 号
平成 2 4 年 7 月 2 6 日

豊島区自治推進委員会 会長 様

豊島区長 高野之夫

豊島区自治推進委員会条例第2条の規定に基づき、次の通り諮問します。

諮 問

「豊島区自治の推進に関する基本条例」に「セーフコミュニティ活動」および「地域区民ひろば」の基本的な考え方を位置づけることについて

■豊島区自治推進委員会委員名簿

区分	氏名	役職等
学識経験者	えがみ わたる 江上 渉	立教大学社会学部 教授
	こはら たかはる 小原 隆治	早稲田大学政治経済学術院 教授
区民	あさの ゆうじ 浅野 有司	東京商工会議所豊島支部 不動産分科会副分科会長
	いしかわ 石川 ちえこ 智枝子	豊島区青少年育成委員会連合会 会長
	いとう のぼる 伊藤 登	元気！ながさきの会 副代表
	いの 猪野 みさ子 美佐子	区民ひろば西池袋運営協議会 会長
	かとう たけし 加藤 竹司	池袋西口駅前環境浄化推進委員会 委員長
	たかぎ よしお 高木 義男	公募
	たなか 田中 こういちろう 幸一郎	豊島区町会連合会 副会長
	てらだ あきひろ 寺田 晃弘	豊島区民生委員・児童委員協議会 会長
	ながき しずえ 長岐 静枝	豊島区身体障害者福祉協会 事務局次長
	なかね りか 中根 里香	公募
ひらい 平井 けんたろう 憲太郎	特定非営利活動法人 としまユネスコ協会 代表理事	
区議会議員	たかはし 高橋 かよこ 佳代子	区議会議員
	いそ かずあき 磯 一昭	区議会議員
	ながの ひろこ 永野 裕子	区議会議員
	かきうち のぶゆき 垣内 信行	区議会議員
区職員	みずしま 水島 まさひこ 正彦	副区長

※敬称略・原則50音順、区議会議員は議席順

■豊島区自治推進委員会審議経過

	開催年月	主な検討内容
第1回	平成24年 7月26日(木)	委員委嘱及び会長選任、諮問
第2回	平成24年 9月10日(月)	条例改正等に関する考え方について
第3回	平成24年10月12日(金)	条例改正等に関する考え方について
第4回	平成24年11月 1日(木)	答申案について

「豊島区自治の推進に関する基本条例の改正(案)の考え方について」

パブリックコメント実施結果

- ・実施期間 平成24年11月28日～平成24年12月27日
- ・周知方法 広報としま12月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ・閲覧場所 区ホームページ、企画課、行政情報コーナー、広報課、
区民事務所、図書館、区民ひろば
- ・受付方法

ファクス	0件	}	合計	5件
Eメール	4件			
郵送	0件			
持参	1件			

- ・提出意見数 15件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

区分	意見件数
◆改正(案)の考え方に対する意見	8
(1) 安全・安心創造都市に関する意見	(1)
(2) セーフコミュニティに関する意見	(1)
(3) 地域区民ひろばに関する意見	(2)
(4) 改正案の考え方全体に関する意見	(4)
◆現行の条例各条文に関する意見・質問	7
合 計	15

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見については、プライバシーの関係からいただいた方の住所・氏名は掲載しておりません。

◆改正（案）の考え方に対する意見

（１）安全・安心創造都市に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	区民の生命、財産、安心、安全を守るのは豊島区自治の基本原則である。豊島区に住んで良かったと、誰もが協賛できる安全・安心創造都市をめざして、未来ある子孫に向けて、価値ある災害対応に強い模範都市創りを期待する。	1件	安全安心のまちづくりを推進することは、全ての区民のみなさんが希求されることであり、区もまちづくりの集大成と位置付けてきました。本条例にそのことを明確に位置付けることで、ご指摘のとおり、区民のみなさんが安心を実感し、住んでよかったと思っただけのまちづくりを今後目指していきます。

（２）セーフコミュニティに関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
2	豊島区がめざすセーフコミュニティの意義と理念とはどのようなものかはっきりしない。セーフコミュニティとはあくまで活動であり、WHOの認証を取り続けることに意義があるのではないか。	1件	<p>豊島区は、日本一の高密都市であり、様々な機能が集積し、多様な人々が暮らし、活動することで活力を生み出す一方、犯罪や交通事故、災害対策など高密都市ならばこそその課題も持ち合わせています。また、1年間に2万人を超える転出入、単独世帯が6割を占めるという世帯構成、一人暮らし高齢者の割合の高さなどは、豊島区の特徴であると同時に、地域のコミュニティづくりにおける大きな課題です。</p> <p>セーフコミュニティは、こうした「安全・安心」と「コミュニティ」という豊島区の基本課題に同時に対応するまちづくり活動です。</p> <p>セーフコミュニティの認証取得は、ゴールではなく、新たなスタートです。認証取得後も5年に一度の再認証を節目として、長期的視点に立ち、予防活動を継続することが必要です。「認証を取り続ける」ことは、区のセーフコミュニティ活動が拡充継続していることを評価されることとなります。</p> <p>セーフコミュニティは、区民との協働によるまちづくりであり、その長期継続的な推進を「自治の推進に関する基本条例」の中に位置付けることは大きな意義があると考えています。</p>

(3) 地域区民ひろばに関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区のお考え方
3	<p>区民の多様な活動の場を保障するのが自治の推進に関する基本条例の主旨であると考えるので、地域区民ひろばのみを特別に拠点とすることは違和感を覚える。</p>	1件	<p>人が交流できるあらゆる場所や施設が、コミュニティを基盤とする活動の拠点となります。それらは大切なコミュニティの基盤であり、その意義を否定するものでは全くありません。</p> <p>しかしながら、そうした他の施設と地域区民ひろばが異なっているのは地域の多様な主体（運営協議会）により運営が行われているという点にあります。豊島区独自の非常に特徴的な存在になっており、協働による事業運営の姿を示していると評価しています。</p> <p>この区民ひろばを、コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして支援していこうとするものです。区民ひろばがたった一つの拠点であると位置づけるということではありません。</p> <p>この考え方を本条例に位置付けることは、豊島区らしさを広くアピールする大きな手段になるものと考えます。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
4	<p>日頃、区民ひろばを利用していないので、地域における自発的、主体的な活動の拠点、安全・安心の拠点としての位置づけという実感が無い。趣味の集まりという実感が強い。実際に地域の問題を地域の中で解決していくような活動の場なのか。具体例を示してもらえるとイメージしやすい。運営委員の担い手がいない、又はいても固定化している、町会の延長に過ぎない等の声が聞こえてくる。よって、区民ひろばを自治の活動拠点に位置づけるメリットが不明である。</p>	1件	<p>まず最初に、この条例では、コミュニティを形成し、活動するのは区民のみなさんの自発によるものであり、区はそれを側面から支援するという位置づけになっていることをご理解ください。</p> <p>そして、「コミュニティを基盤とする活動」とは、「複数の人が出会い、交流することから生まれる活動」というように考えています。そのような「場」つまり「拠点」として区民ひろばを位置づけ、区民ひろばを支援することで、区民のみなさんの活動を側面から支援することを明らかにしようとするのが、この条例改正の趣旨です。</p> <p>ところで、趣味を目的に集まることも、立派なコミュニティであると考えます。</p> <p>区民ひろばは、成立以来、日が浅いために、参画されているみなさんの意欲や活動内容には、温度差があります。</p> <p>趣味の集まりのような事業を苦心して運営されている区民ひろばがある一方で、施設の運営や事業の企画実施については、様々な方が参加して、区民と行政との協働・パートナーシップ実現の舞台として地域の力や特性が生かせる仕組みづくりを進めているばかりか、セーフコミュニティの拠点として、災害情報や不審者情報などの安全・安心情報の発信や転倒予防、交通安全教室などの安全・安心事業などの取組みを行っており、セーフコミュニティの認証審査の際にも、その取組みに対し審査員から高く評価されるまでに、積極的な活動を行っている区民ひろばもあります。</p> <p>区民ひろばに参加されている方々の状況に応じて、活動が展開できるように、支援していくということで、強制しようとするものではありません。</p> <p>コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして区民ひろばが成長できるよう支援していくという区の姿勢を位置づけるものをご理解ください。</p>

(4) 条例全体に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
5	<p>【考え方について】</p> <p>「考え方」3点については特に異論はない。改正を行うことを含め賛成する。</p>	1件	<p>本条例の改正を含め、今後も、日本一の高密度都市として、区民が安全と安心を実感できる協働のまちづくりを目指します。</p>
6	<p>【全体について】</p> <p>考え方のみならず、具体的条例文を同時に公表し、速やかにパブリックコメントを実施してほしい。概念（考え方）のみだけでなく具体的条例文を同時に掲げて意見募集をしてほしい。</p>	1件	<p>改正（案）の考え方については、本条例に安全・安心創造都市の考え方を明確にするとともに、セーフコミュニティ、地域区民ひろばをそれぞれ位置づけることに対する区民の皆さんのご意見を頂くため、改正（案）の考え方として公表しました。これは、これまで検討を行なってきた豊島区自治推進委員会の答申に基づいたものとなっています。</p> <p>今後、区民の皆さんのご意見を参考にし、条例の改正にあたります。</p>
7	<p>【改正の背景】</p> <p>改正の背景に「横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進する。」とあるが、多様な主体にはどのような団体・グループがあるのか。</p>	1件	<p>セーフコミュニティを推進していくためには、町会・自治会、PTA連合会、民生・児童委員協議会、青少年育成委員会、防犯協会、学校、警察、消防など様々な機関との横断的な連携・協働を行う必要があります。</p>
8	<p>【改正の背景】</p> <p>改正の背景に「区民ひろばが活動の拠点であり、今後も積極的に支援していく。」とあるが、具体的な主体と活動概要を列挙してもらいたい。</p>	1件	<p>子育て、高齢者、地域活動（町会・自治会、青少年育成委員会、小中学校のPTA、民生・児童委員等）、その他の生涯学習団体の交流の場となっています。施設の運営や事業の企画実施については、町会などの地域活動団体や個人を中心に構成された運営協議会に委ねるなど、区民と行政との協働・パートナーシップ実現の舞台として地域の力や特性が生かせる仕組みづくりを進めています。</p> <p>また、セーフコミュニティの拠点として、災害情報や不審者情報などの安全・安心情報の発信や転倒予防、交通安全教室などの安全・安心事業などの取組みを行っています。</p>

◆現行の条例各条文に関する意見・質問

(5) 各条文に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
9	<p>【第2条 定義】</p> <p>区内で働く人、区内で学ぶ人、住民と重複しない人の概数はそれぞれ何人なのか。また、新条例を住民、働く人、学ぶ人にいかに周知するのか。</p>	1件	<p>平成17年の国勢調査の結果から区内で働く人の人数は約22万5千人、区内で学ぶ人は約6万人、住民と重複しない人数は、区内で働く人約17万7千人、学ぶ人4万7千人となっています。</p> <p>条例改正後は、広報としまや区ホームページにてお知らせする予定です。</p>
10	<p>【第2条 定義】</p> <p>第2条第3項にある事業者等及びその構成員の数は業種ごとにどれくらいなのか。</p>	1件	<p>総務省統計局「平成21年経済センサス-基礎調査 事業所による統計」の結果から、事業所数は約1万9千所、構成員は約28万人になります。主な業種別では</p> <p>サービス業が約4,000所、約71,000人、卸売・小売業が約4,600所、約49,000人、飲食・宿泊業が約3,000所、約34,000人となっています。</p>
11	<p>【第6条 自治推進委員会の設置】</p> <p>自治推進委員会の構成員は何名で、どのように決めるのか。</p>	1件	<p>自治推進委員会は学識経験者3人以内、区民11人以内、区議会議員4人以内、区職員2人以内、計20人以内と豊島区自治推進委員会条例で規定しています。</p> <p>選定にあたっては、学識経験者については地方自治やコミュニティを専門とする方で、これまで豊島区の自治基本条例の制定に深く関わっていただいた方をお願いいたしました。また、区議会議員については区議会からの推薦、区民については豊島区内の各関係団体からの推薦と公募、区職員については副区長と関係部局の部長職としています。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
12	<p>【第 18 条 審議会等の公開】</p> <p>審議会のメンバー選定について規定してほしい。専門家を登用する場合の基準も公開し、選定のメンバーに区民を入れていくことはできないか。</p> <p>また、審議会等の委員は関係諸団体の方で組織されることが多いと思うが、一度も発言しない方や、組織を背負っているので発言を控える方もいて報酬が高すぎると思った経験がある。この報酬のあり方を根本から変えないと豊島区自治の推進は後退することを懸念する。</p>	1 件	<p>審議会委員の構成については、条例や要綱で学識経験者や関係団体、区民卒などの人数が定められています。その選任に際しては、区民卒については公募を前提とし、学識経験者等については、これまでの豊島区との関わりや他の自治体での審議会委員の実績なども含めて総合的に判断しています。一律に基準を設定することは困難ではないかと考えます。選定メンバーを選ぶことに区民に参画していただくことについては、選定メンバーを選ぶ区民をどう選ぶのかという課題もあり、現実的には難しいと考えます。</p> <p>また、附属機関の委員については、地方自治法により非常勤の特別職職員とされ、報酬が支払われることになっています。報酬額については特別職である行政委員会委員等の報酬を参考に条例で定めており、人事院勧告等の前提に大きな変動があれば見直しをすることとなっています。</p> <p>課題を自分なりに研究して審議会に臨まれるなど、頭が下がる委員の方もいらっしゃいます。一方で、住民参画の意義からすれば、報酬は最低限の交通費等に限定し、基本はボランティアとすべきとするようなご意見もあることは承知しています。みなさんが大変にご多忙な中で、あらゆる年齢層、職業の方に参加いただけるようにするためには、どのような制度が適切であるかは、慎重に検討しなければならぬと考えます。</p> <p>さらに、審議会等の運営にあたっては、全ての出席委員に対して発言を促すなどの配慮をお願いするなど様々な区民の皆さんの意見が反映できるよう努めているところです。</p> <p>委員の人選、運営については、ご指摘を踏まえながら厳正に対処してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
13	<p>【第 23 条 パブリックコメント】</p> <p>パブリックコメントは、広く区民の意見を聴くと言っても、単に聴いただけで、その意見を反映させないと意味がない。意見を聴きましたというだけでは区民が区政に参加する意欲を低下させる。「区民の意見に対する区長の考え方を公表しなければなりません」というところを「必要に応じて区民の意見を反映させます」等にしてほしい。</p>	1 件	<p>平成 23 年度行ったパブリックコメントでは、15 の案に対し、335 件のご意見を頂戴し、67 件の案の修正を行っています。今後も、区民の皆さんの意見を十分に考慮したうえで最終的な方針決定を行っています。</p>
14	<p>【第 36 条 区長の役割】</p> <p>区長が区民と区議会に行政運営の基本方針を説明するのはどのような方法で実施するのか。</p>	1 件	<p>毎年度、第一回区議会定例会において、区長の所信表明の中で翌年度の基本方針の概要を説明し、詳細は予算案の審議の中で明らかにするとともに、区ホームページや未来戦略推進プランという冊子で区民の皆さんにお知らせしています。</p>
15	<p>第 34 条の「区民」、第 35 条第 2 項の「予算の調製」、第 45 条の「対等な政府間関係」は、それぞれ「住民」、「予算の調整」、「対等な自治体関係」の誤植ではないか。</p>	1 件	<p>【第 34 条について】</p> <p>第 34 条では区長の設置について規定しており、区長選挙に投票できる区民とさせていただいています。</p> <p>【第 35 条第 2 項について】</p> <p>地方自治法第 149 条に、地方公共団体の長は予算を調製し、及びこれを執行することとなっています。</p> <p>【第 45 条について】</p> <p>平成 12 年 4 月 1 日の地方分権一括法により、自治体は国と対等な「地方の政府」として位置づけられました。国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を対等な立場で図っていくことを宣言的な意味を込めて規定しています。</p>

豊島区自治の推進に関する基本条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに<u>豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>豊かに</u>することを目的とすること。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに<u>安全・安心で豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>安全・安心で豊かに</u>することを目的とすること。</p>

<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p><u>3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならない。</u></p> <p>(セーフコミュニティ)</p> <p><u>第27条 セーフコミュニティとは、地域の人と人との絆を広げながら、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくりをいう。</u></p> <p><u>2 区長等は、セーフコミュニティを通じて、将来に向けて参加と協働をより一層推進するものとする。</u></p> <p>第28条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---

「豊島区自治の推進に関する基本条例の改正(案)の考え方について」

パブリックコメント実施結果

- ・実施期間 平成24年11月28日～平成24年12月27日
- ・周知方法 広報としま12月1日号掲載、区ホームページ掲載
- ・閲覧場所 区ホームページ、企画課、行政情報コーナー、広報課、
区民事務所、図書館、区民ひろば
- ・受付方法

ファクス	0件	}	合計	5件
Eメール	4件			
郵送	0件			
持参	1件			

- ・提出意見数 15件

※複数のご意見をお寄せいただいたものがあるため、提出意見数と受付方法の内訳合計数は一致しません。

【内訳】

区分	意見件数
◆改正(案)の考え方に対する意見	8
(1) 安全・安心創造都市に関する意見	(1)
(2) セーフコミュニティに関する意見	(1)
(3) 地域区民ひろばに関する意見	(2)
(4) 改正案の考え方全体に関する意見	(4)
◆現行の条例各条文に関する意見・質問	7
合 計	15

■案に対するご意見と豊島区の考え方

※ここにご紹介するご意見については、プライバシーの関係からいただいた方の住所・氏名は掲載しておりません。

◆改正（案）の考え方に対する意見

（１）安全・安心創造都市に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
1	区民の生命、財産、安心、安全を守るのは豊島区自治の基本原則である。豊島区に住んで良かったと、誰もが協賛できる安全・安心創造都市をめざして、未来ある子孫に向けて、価値ある災害対応に強い模範都市創りを期待する。	1件	安全安心のまちづくりを推進することは、全ての区民のみなさんが希求されることであり、区もまちづくりの集大成と位置付けてきました。本条例にそのことを明確に位置付けることで、ご指摘のとおり、区民のみなさんが安心を実感し、住んでよかったと思っただけのまちづくりを今後目指していきます。

（２）セーフコミュニティに関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
2	豊島区がめざすセーフコミュニティの意義と理念とはどのようなものかはっきりしない。セーフコミュニティとはあくまで活動であり、WHOの認証を取り続けることに意義があるのではないか。	1件	<p>豊島区は、日本一の高密都市であり、様々な機能が集積し、多様な人々が暮らし、活動することで活力を生み出す一方、犯罪や交通事故、災害対策など高密都市ならばこそその課題も持ち合わせています。また、1年間に2万人を超える転出入、単独世帯が6割を占めるという世帯構成、一人暮らし高齢者の割合の高さなどは、豊島区の特徴であると同時に、地域のコミュニティづくりにおける大きな課題です。</p> <p>セーフコミュニティは、こうした「安全・安心」と「コミュニティ」という豊島区の基本課題に同時に対応するまちづくり活動です。</p> <p>セーフコミュニティの認証取得は、ゴールではなく、新たなスタートです。認証取得後も5年に一度の再認証を節目として、長期的視点に立ち、予防活動を継続することが必要です。「認証を取り続ける」ことは、区のセーフコミュニティ活動が拡充継続していることを評価されることとなります。</p> <p>セーフコミュニティは、区民との協働によるまちづくりであり、その長期継続的な推進を「自治の推進に関する基本条例」の中に位置付けることは大きな意義があると考えています。</p>

(3) 地域区民ひろばに関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区のお考え方
3	<p>区民の多様な活動の場を保障するのが自治の推進に関する基本条例の主旨であると考えるので、地域区民ひろばのみを特別に拠点とすることは違和感を覚える。</p>	1件	<p>人が交流できるあらゆる場所や施設が、コミュニティを基盤とする活動の拠点となります。それらは大切なコミュニティの基盤であり、その意義を否定するものでは全くありません。</p> <p>しかしながら、そうした他の施設と地域区民ひろばが異なっているのは地域の多様な主体（運営協議会）により運営が行われているという点にあります。豊島区独自の非常に特徴的な存在になっており、協働による事業運営の姿を示していると評価しています。</p> <p>この区民ひろばを、コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして支援していただくとするものです。区民ひろばがたった一つの拠点であると位置づけるということではありません。</p> <p>この考え方を本条例に位置付けることは、豊島区らしさを広くアピールする大きな手段になるものと考えます。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
4	<p>日頃、区民ひろばを利用していないので、地域における自発的、主体的な活動の拠点、安全・安心の拠点としての位置づけという実感が無い。趣味の集まりという実感が強い。実際に地域の問題を地域の中で解決していくような活動の場なのか。具体例を示してもらえるとイメージしやすい。運営委員の担い手がいない、又はいても固定化している、町会の延長に過ぎない等の声が聞こえてくる。よって、区民ひろばを自治の活動拠点に位置づけるメリットが不明である。</p>	1件	<p>まず最初に、この条例では、コミュニティを形成し、活動するのは区民のみなさんの自発によるものであり、区はそれを側面から支援するという位置づけになっていることをご理解ください。</p> <p>そして、「コミュニティを基盤とする活動」とは、「複数の人が出会い、交流することから生まれる活動」というように考えています。そのような「場」つまり「拠点」として区民ひろばを位置づけ、区民ひろばを支援することで、区民のみなさんの活動を側面から支援することを明らかにしようとするのが、この条例改正の趣旨です。</p> <p>ところで、趣味を目的に集まることも、立派なコミュニティであると考えます。</p> <p>区民ひろばは、成立以来、日が浅いために、参画されているみなさんの意欲や活動内容には、温度差があります。</p> <p>趣味の集まりのような事業を苦心して運営されている区民ひろばがある一方で、施設の運営や事業の企画実施については、様々な方が参加して、区民と行政との協働・パートナーシップ実現の舞台として地域の力や特性が生かせる仕組みづくりを進めているばかりか、セーフコミュニティの拠点として、災害情報や不審者情報などの安全・安心情報の発信や転倒予防、交通安全教室などの安全・安心事業などの取組みを行っており、セーフコミュニティの認証審査の際にも、その取組みに対し審査員から高く評価されるまでに、積極的な活動を行っている区民ひろばもあります。</p> <p>区民ひろばに参加されている方々の状況に応じて、活動が展開できるように、支援していくということで、強制しようとするものではありません。</p> <p>コミュニティを基盤とする活動の拠点の一つとして区民ひろばが成長できるよう支援していくという区の姿勢を位置づけるものをご理解ください。</p>

(4) 条例全体に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
5	<p>【考え方について】</p> <p>「考え方」3点については特に異論はない。改正を行うことを含め賛成する。</p>	1件	<p>本条例の改正を含め、今後も、日本一の高密都市として、区民が安全と安心を実感できる協働のまちづくりを目指します。</p>
6	<p>【全体について】</p> <p>考え方のみならず、具体的条例文を同時に公表し、速やかにパブリックコメントを実施してほしい。概念（考え方）のみだけでなく具体的条例文を同時に掲げて意見募集をしてほしい。</p>	1件	<p>改正（案）の考え方については、本条例に安全・安心創造都市の考え方を明確にするとともに、セーフコミュニティ、地域区民ひろばをそれぞれ位置づけることに対する区民の皆さんのご意見を頂くため、改正（案）の考え方として公表しました。これは、これまで検討を行なってきた豊島区自治推進委員会の答申に基づいたものとなっています。</p> <p>今後、区民の皆さんのご意見を参考にし、条例の改正にあたります。</p>
7	<p>【改正の背景】</p> <p>改正の背景に「横断的な連携・協働を積極的・継続的に推進する。」とあるが、多様な主体にはどのような団体・グループがあるのか。</p>	1件	<p>セーフコミュニティを推進していくためには、町会・自治会、PTA連合会、民生・児童委員協議会、青少年育成委員会、防犯協会、学校、警察、消防など様々な機関との横断的な連携・協働を行う必要があります。</p>
8	<p>【改正の背景】</p> <p>改正の背景に「区民ひろばが活動の拠点であり、今後も積極的に支援していく。」とあるが、具体的な主体と活動概要を列挙してもらいたい。</p>	1件	<p>子育て、高齢者、地域活動（町会・自治会、青少年育成委員会、小中学校のPTA、民生・児童委員等）、その他の生涯学習団体の交流の場となっています。施設の運営や事業の企画実施については、町会などの地域活動団体や個人を中心に構成された運営協議会に委ねるなど、区民と行政との協働・パートナーシップ実現の舞台として地域の力や特性が生かせる仕組みづくりを進めています。</p> <p>また、セーフコミュニティの拠点として、災害情報や不審者情報などの安全・安心情報の発信や転倒予防、交通安全教室などの安全・安心事業などの取組みを行っています。</p>

◆現行の条例各条文に関する意見・質問

(5) 各条文に関する意見

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
9	<p>【第2条 定義】</p> <p>区内で働く人、区内で学ぶ人、住民と重複しない人の概数はそれぞれ何人なのか。また、新条例を住民、働く人、学ぶ人にいかに周知するのか。</p>	1件	<p>平成17年の国勢調査の結果から区内で働く人の人数は約22万5千人、区内で学ぶ人は約6万人、住民と重複しない人数は、区内で働く人約17万7千人、学ぶ人4万7千人となっています。</p> <p>条例改正後は、広報としまや区ホームページにてお知らせする予定です。</p>
10	<p>【第2条 定義】</p> <p>第2条第3項にある事業者等及びその構成員の数は業種ごとにどれくらいなのか。</p>	1件	<p>総務省統計局「平成21年経済センサス-基礎調査 事業所による統計」の結果から、事業所数は約1万9千所、構成員は約28万人になります。主な業種別では</p> <p>サービス業が約4,000所、約71,000人、卸売・小売業が約4,600所、約49,000人、飲食・宿泊業が約3,000所、約34,000人となっています。</p>
11	<p>【第6条 自治推進委員会の設置】</p> <p>自治推進委員会の構成員は何名で、どのように決めるのか。</p>	1件	<p>自治推進委員会は学識経験者3人以内、区民11人以内、区議会議員4人以内、区職員2人以内、計20人以内と豊島区自治推進委員会条例で規定しています。</p> <p>選定にあたっては、学識経験者については地方自治やコミュニティを専門とする方で、これまで豊島区の自治基本条例の制定に深く関わっていただいた方をお願いいたしました。また、区議会議員については区議会からの推薦、区民については豊島区内の各関係団体からの推薦と公募、区職員については副区長と関係部局の部長職としています。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
12	<p>【第 18 条 審議会等の公開】</p> <p>審議会のメンバー選定について規定してほしい。専門家を登用する場合の基準も公開し、選定のメンバーに区民を入れていくことはできないか。</p> <p>また、審議会等の委員は関係諸団体の方で組織されることが多いと思うが、一度も発言しない方や、組織を背負っているので発言を控える方もいて報酬が高すぎると思った経験がある。この報酬のあり方を根本から変えないと豊島区自治の推進は後退することを懸念する。</p>	1 件	<p>審議会委員の構成については、条例や要綱で学識経験者や関係団体、区民卒などの人数が定められています。その選任に際しては、区民卒については公募を前提とし、学識経験者等については、これまでの豊島区との関わりや他の自治体での審議会委員の実績なども含めて総合的に判断しています。一律に基準を設定することは困難ではないかと考えます。選定メンバーを選ぶことに区民に参画していただくことについては、選定メンバーを選ぶ区民をどう選ぶのかという課題もあり、現実的には難しいと考えます。</p> <p>また、附属機関の委員については、地方自治法により非常勤の特別職職員とされ、報酬が支払われることになっています。報酬額については特別職である行政委員会委員等の報酬を参考に条例で定めており、人事院勧告等の前提に大きな変動があれば見直しをすることとなっています。</p> <p>課題を自分なりに研究して審議会に臨まれるなど、頭が下がる委員の方もいらっしゃいます。一方で、住民参画の意義からすれば、報酬は最低限の交通費等に限定し、基本はボランティアとすべきとするようなご意見もあることは承知しています。みなさんが大変にご多忙な中で、あらゆる年齢層、職業の方に参加いただけるようにするためには、どのような制度が適切であるかは、慎重に検討しなければならぬと考えます。</p> <p>さらに、審議会等の運営にあたっては、全ての出席委員に対して発言を促すなどの配慮をお願いするなど様々な区民の皆さんの意見が反映できるよう努めているところです。</p> <p>委員の人選、運営については、ご指摘を踏まえながら厳正に対処してまいります。</p>

番号	ご意見の概要	件数	区の考え方
13	<p>【第 23 条 パブリックコメント】</p> <p>パブリックコメントは、広く区民の意見を聴くと言っても、単に聴いただけで、その意見を反映させないと意味がない。意見を聴きましたというだけでは区民が区政に参加する意欲を低下させる。「区民の意見に対する区長の考え方を公表しなければなりません」というところを「必要に応じて区民の意見を反映させます」等にしてほしい。</p>	1 件	<p>平成 23 年度行ったパブリックコメントでは、15 の案に対し、335 件のご意見を頂戴し、67 件の案の修正を行っています。今後も、区民の皆さんの意見を十分に考慮したうえで最終的な方針決定を行っています。</p>
14	<p>【第 36 条 区長の役割】</p> <p>区長が区民と区議会に行政運営の基本方針を説明するのはどのような方法で実施するのか。</p>	1 件	<p>毎年度、第一回区議会定例会において、区長の所信表明の中で翌年度の基本方針の概要を説明し、詳細は予算案の審議の中で明らかにするとともに、区ホームページや未来戦略推進プランという冊子で区民の皆さんにお知らせしています。</p>
15	<p>第 34 条の「区民」、第 35 条第 2 項の「予算の調製」、第 45 条の「対等な政府間関係」は、それぞれ「住民」、「予算の調整」、「対等な自治体関係」の誤植ではないか。</p>	1 件	<p>【第 34 条について】</p> <p>第 34 条では区長の設置について規定しており、区長選挙に投票できる区民とさせていただいています。</p> <p>【第 35 条第 2 項について】</p> <p>地方自治法第 149 条に、地方公共団体の長は予算を調製し、及びこれを執行することとなっています。</p> <p>【第 45 条について】</p> <p>平成 12 年 4 月 1 日の地方分権一括法により、自治体は国と対等な「地方の政府」として位置づけられました。国及び東京都との役割分担の明確化及び財源配分の適正化を対等な立場で図っていくことを宣言的な意味を込めて規定しています。</p>

豊島区自治の推進に関する基本条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに<u>豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>豊かに</u>することを目的とすること。</p>	<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに<u>安全・安心で豊かなもの</u>として、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p>(コミュニティを基盤とする活動の原則)</p> <p>第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。</p> <p>(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。</p> <p>(2) 区民一人ひとりの生活を<u>安全・安心で豊かに</u>することを目的とすること。</p>

<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第47条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p>	<p>(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。</p> <p>(区の役割)</p> <p>第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。</p> <p>2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。</p> <p><u>3 区長等は、地域区民ひろばをコミュニティを基盤とする活動の拠点として位置づけ、その充実に努めなければならない。</u></p> <p>(セーフコミュニティ)</p> <p><u>第27条 セーフコミュニティとは、地域の人と人との絆を広げながら、安全・安心と健康の質を高めていくまちづくりをいう。</u></p> <p><u>2 区長等は、セーフコミュニティを通じて、将来に向けて参加と協働をより一層推進するものとする。</u></p> <p>第28条 (省略)</p> <p>}</p> <p>第48条 (省略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
---	---